

健康保険 産前産後休業取得者 変 更 届

◎書類提出の流れ

- (1) 被保険者が記入
- (2) 被保険者が事業主に提出
- (3) 事業主が健保組合に提出

処理日		
常務理事	事務長	担当者

被 保 険 者 が 記 入	保険証の 記号・番号	記号	番号	提出日	令和	年	月	日		
	被保険者氏名				被保険者 生年月日	昭和	年	月	日	
	勤務先の住所 名称									
	変更前	既提出分の出産(予定)年月日			出産種別	既提出分の産前産後休業期間				
		平成 ・ 令和	年	月	日	単胎 ・ 多胎	平成・令和	年	月	日
変更後	出産(予定)年月日			出産種別	※変更(終了)後の産前産後休業期間					
	平成 ・ 令和	年	月	日	単胎 ・ 多胎	平成・令和	年	月	日	から
出 産 後 に 記 入	出生児の氏名				出産年月日					
	フリガナ 氏	名			平成 ・ 令和	年	月	日		

事業所住 所	受付日付印
事業所名 称	
事業主名	

※変更(終了)後の産前産後休業期間

変更(終了)後の産前産後休業の開始年月日及び終了予定年月日(産前産後休業終了の場合は終了年月日)を記入してください。
 なお、出産予定日より前に出産したときは、出産年月日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)の範囲内で妊娠又は出産に関する事由で労務に服していなかった期間が産前休業となりますので、開始年月日に注意してください。

(出産予定年月日を基準とした開始年月日より早まる場合があります。)

(参考)

保険料を徴収しない期間は、産前産後休業開始年月日の属する月から産前産後休業終了予定年月日の翌日の属する月の前月までとなります。